
プロジェクト	企業結合 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係
項目	第 378 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式等の減損とのれんの減損の関係について審議された、第 378 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 9 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

資本連結実務指針第 32 項を削除する事務局の提案について

2. 事務局の提案に賛成する。資本連結実務指針第 32 項は、金融商品としての評価を連結上ののれんの減損に使用するという点で論理的な背景に乏しいと考えている。また、企業結合専門委員会で聞かれた欧州におけるのれんの減損会計に関する議論は、のれんの償却が行われない前提での議論であるため、我が国とは状況が異なるものと理解している。
3. 事務局の提案に賛成する。我が国の減損会計基準では、のれんを配分する対象は IFRS や米国会計基準と比較して狭くなっており、のれんの減損の兆候の判定に際しても、のれんが帰属する事業に生じた事象のみを考慮するという点では、IFRS や米国会計基準より保守的な面もあると考えられる。ただし、株価の下落は、市場環境や経済環境が変わったことを示す一つの指標であることから、減損の兆候の例示に含めてのれんの減損の有無を確認することは重要であると考えられる。
4. 資本連結実務指針第 32 項を削除した上で、株価の下落を減損の兆候の例示に含めるという事務局の提案には同意する。ただし、我が国の減損会計基準に関しては、のれんの償却期間は 20 年以内とされており、のれんを償却しているという理由のみでは必ずしも十分なものであるとはいえないと考えられるため、今後検討する方がよいのではないかと考える。
5. のれんの減損は、本来は企業買収時における企業の想定とどの程度乖離しているかによって判断することになるのではないかと考えており、のれんに関する我が国の減損会計基準の定めが十分なものであるかどうかは、このような観点からの評価が十分に行われているかを検討することになると考えられる。
6. 実務においては、買収時の事業計画と時価との差額がのれんであって、のれんの内容及び当初の事業計画との乖離は、市場環境の変化にあわせ毎年フォローしており、

これらの要素を株価よりも重視している。ただし、株価を無視することはできないことから、株価の下落を減損の兆候の例示に含めることとする事務局提案に同意する。

7. 理論的には事務局の提案に賛成する。ただし、のれんは企業の超過収益力であり、これを一時点の株価で減損の兆候を判定するのは理論的ではない。株価を用いる場合の考え方を整理し、企業の収益力の変化とは関係ない変動要因を極力減らしたうえで使用することが考えられるのではないか。
8. 資本連結実務指針第 32 項の定めは必ずしも合理的ではないということは理解できるものの、一方で、株価は超過収益力と強い関連性を有しているという点については非常に重要な考え方であると考えている。寧ろ、金融商品会計基準における有価証券の減損の定めが硬直的な規定又は運用になっていることに問題があると考えるが、弥縫策として資本連結実務指針第 32 項を削除することに賛成する。
9. 事務局の提案に賛成する。ただし、日本公認会計士協会に資本連結実務指針第 32 項の削除を依頼することが考えられるとされている点に関しては、多くの意見が聞かれている状況に鑑み、透明性の観点から、企業会計基準委員会に資本連結実務指針を移管したうえで、進めることが考えられる。

固定資産減損適用指針の修正案について

10. 株価には将来性の部分も含まれていることから、株価と比較する対象は当初の取得原価よりも「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」を用いることが考えられる。
11. 株価と比較する帳簿価額については、「当初の取得原価」と「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」で理論的にどちらが優れているか、実務上どちらがどのように煩雑であるか、という観点から更なる分析が必要と考えられる。また、使用する株価については支配プレミアムを勘案した株価を使うことも含めて分析してはどうか。
12. のれんの償却費と子会社の利益剰余金の増加がトレードオフの関係になると考えられることから、当初の取得原価と比較する方法でも「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」と比較する方法でも、導かれる結論は同じになるのではないか。

以上